

相楽東部広域連合教育委員会公告式規則

平成 21 年 4 月 1 日
教委規則第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 15 条第 2 項の規定に基づき、教育委員会規則その他相楽東部広域連合教育委員会（以下「教育委員会」という。）の定める規程で公表を要するもの（以下「規則等」という。）の公告式に関し必要な事項を定めるものとする。

(規則等の公布)

第 2 条 規則等は、教育委員会会議において議決をした日から起算して 7 日以内に公布するものとする。

2 規則等を公布するときは、番号、年月日、公布の旨の前文及び教育委員会名を記入して教育長が署名するものとする。

3 規則等の公布は、相楽東部広域連合公告式条例（平成 20 年相楽東部広域連合条例第 3 号）第 2 条第 2 項に定める掲示場にこれを掲示して行う。

(規則等の施行期日)

第 3 条 規則等は、当該規則等に施行期日を定めるもののほか、公布の日から起算して 10 日を経過した日から施行する。

(公告)

第 4 条 第 2 条第 3 項の規定は、規則等を除き教育委員会の所掌事務に関する事項で公表を要するものの公告に準用する。

附 則

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年規則第 1 号）

(施行期日)

1 この規則は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 76 号）附則第 2 条第 1 項の規定により教育長がなお従前の例により在職する場合においては、この規則による改正後の相楽東部広域連合教育委員会公告式規則第 2 条第 2 項の規定は適用せず、改正前の相楽東部広域連合教育委員会公告式規則第 2 条第 2 項の規定は、なおその効力を有する。